

② 保険証・減額認定証の有効期限は7月31日まで

現在ご使用の保険証・減額認定証（限度額認定証・標準負担減額認定証）は、8月以降使用できなくなります。7月中に新しい保険証と減額認定証を郵送しますので、古い保険証は各自で破棄してください。

▼新しいものと古いものは色で区別

新しい保険証・減額認定証は古いものと色が違います。色を確認して、間違えて破棄しないようにしてください。※紛失や破損した時は再交付しますので、役場 医療年金係までお問い合わせください。

	古い色	新しい色	新しいものが使用できる日
保険証	黄色	水色	新しい保険証が届いた日
減額認定証	黄緑色	だいたい色	8月1日

▼新たに減額認定証が必要な方

減額認定証を医療機関に提示すると、医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。対象は世帯の全員が住民税非課税の方です。新たに必要になった方は、役場 医療年金係へ申請してください。

☎ 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-26-8314

斜里町国民健康保険加入者の皆さんへ

保険証の有効期限は7月31日まで

7月中旬から下旬にかけて新しい国民健康保険被保険者証（保険証）を郵送（簡易書留）します。

▼70歳以上の方の新しい保険証は高齢受給者証と一体となっています

70歳以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証が1枚のカードとなった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。保険証と高齢受給者証を兼ねることになるので、この1枚を提示すれば医療機関を受診できます。

国保・後期の皆さんへ

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください!

令和6年12月2日より保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」といいます）並びに限度額適用認定証（この3証を以下、「保険証等」といいます）が廃止されることから、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」といいます）をご利用ください。

マイナ保険証を医療機関で利用すると

- ・マイナ保険証のみで高額療養費制度の適用が受けられます。
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果等を提供できるため、より適切な医療を受けられます。

※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

※令和6年12月2日以降に健康保険加入の場合

すでにマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方は、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。マイナンバーカードの保険証利用を行っていない、またはマイナンバーカードを持っていない方には、「資格確認書」を交付します。

☎ 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-26-8314

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

① 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

▼保険料の計算方法

保険料は、被保険者が平等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算されます。保険料の金額は7月に通知しますので、ご確認ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 52,953\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \quad \text{被保険者の所得に応じた額} \\ \hline (\text{令和5年中の所得}-\text{最大}43\text{万円}) \times 11.79\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{限度額 } 80\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

▼均等割の軽減措置

世帯の所得に応じて、3段階の均等割の軽減があり、被保険者と世帯主の所得（世帯主は被保険者でない場合も含む）の合計で決まります。

※昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	令和6年度の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者数の数-1)	7割軽減	15,885円
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数の数-1)	5割軽減	26,476円
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数の数-1)	2割軽減	42,362円

▼被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の扶養に入っていた方は、特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割の軽減割合が「5割」になります。

令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を越えない方については、所得割率10.92%として算定します。

☎ 税務課 課税係 ☎ 0152-26-8215